

第4講

デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン

デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン（2012年3月26日）が総務省から提言された。ここでは、図書・出版物、公文書、美術品・博物品、歴史資料等公共的な知的資産の総デジタル化を進め、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組みを構築し、知の地域づくりを推進するため、地域の知の記録組織で活用することを提言している。ここでは、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組みを構築し、知の地域づくりを推進することを考える。

デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン



【学習到達目標】

- ・知の地域づくりの推進するために必要なことは何かを説明できる。
- ・デジタルアーカイブの構築・連携において大切なことを具体的に説明できる。

1. デジタルアーカイブの構築・連携

近年、我が国においては、さまざまな形態のデジタルアーカイブが存在する。ここでは、「デジタルアーカイブ」を「図書・出版物、公文書、美術品・博物品・歴史資料等公共的な知的資産をデジタル化し、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組み」を指すものとする。パソコンやスマートフォンなどの情報機器とブロードバンド通信を使用し、博物館・美術館、図書館、文書館などの「知の記録組織」へ実際に行かなくても、インターネットを経由してさまざまな文書や絵・写真などを閲覧できるウェブサイトがその具体例である。

デジタルアーカイブを活用することで、いつでもどこでも、調べごとや学習・研究が行えるようになる。今まで広く公開されていなかった資料をデジタル化して公開することで、貴重な知的資産を誰もが見られるようになる。

また、各地の郷土資料など、特定の場所でしか知られていなかった資料をデジタルアーカイブで公開することにより、広く利用される可能性が高まる。資料の利用が増加するとその価値が広く認識され、ひいてはその資料が根ざす地域の活性化や観光の促進にもつながると考えられる。

しかし、デジタルアーカイブを構築している組織は、我が国に存在する知の記録組織のうち、ごく一部にとどまっている。またせっかく構築しても、その存在が利用者に知られていなかつたり、デジタルアーカイブの内容が更新されなかつたり、システムが旧式化して技術の進歩に追いついていない事例も見られる。

我が国ではブロードバンド基盤の構築により情報の流通環境は世界最先端の状況にある。その一方で、上記の通り、デジタルコンテンツの蓄積・二次利用を支えるデジタルアーカイブの構築が遅れている。産業・経済、学術・研究、芸術・スポーツ、趣味・学習、行政等の生産性を向上させていくには、情報の生産・流通・利用・蓄積・二次利用の円滑な二重サイクルを形成していくことが重要である。

我が国においては 1990 年代から始まったインターネットの発展とともに、多くの組織においてデジタルコンテンツを蓄積し、デジタルアーカイブとして提供する努力が続けられてきた。国立国会図書館や国立公文書館等、我が国を代表する組織では大規模なデジタルアーカイブが構築されている。その一方、公共図書館や博物館、美術館等では 90 年代末ごろにはデジタルコンテンツ開発が盛んに行われたが、財政環境の影響もあり、最近では目立った活動を見つけにくくなっている。

しかし、公共的な知的資産を収集保存する組織——「知の記録組織」における保有資源のデジタル化は、貴重な文化遺産に接する機会を国民に広く提供するものであり、こうした組織による直接的なサービスのみならず、デジタル資源の教育利用や観光の促進、地域産業振興への利用等が期待される。また近年、ネットワークにつながる携帯型の読書端末、スマートフォンなどの登場により、大多数の国民が、デジタルコンテンツに容易にアクセスできる環境を手

に入れつつあり、出版流通環境にも大きな変化の予兆が見られる。

一般的の利用者にとっては、新しい電子書籍から、ウェブページ、そして知の記録組織によるデジタルアーカイブのコンテンツまで多様な情報資源など、広い範囲の中から効率よく探し、目的に応じて適切なものを選び、必要に応じて適切な対価を支払って利用できることが望まれる。したがって、知の記録組織のデジタルアーカイブ構築者にとっては、自組織のデジタルアーカイブを作り上げる上で、こうした新しい情報環境に適した機能を持たせることが求められている。

こうした組織においては、デジタルアーカイブの構築・連携の方策を具体的に検討するうえで、自組織の現状に即した運用マニュアルを持ち、デジタルアーカイブ構築・連携の方針・戦略を定める必要がある。加えて、各組織の状況に応じたデジタルデータの作成方法や、デジタルアーカイブの設計等に関する技術の詳細にも言及する具体的な運用マニュアルを策定しなければならない。

しかし、適切な運用マニュアルを独自に策定することは個々の組織にとって容易ではない。デジタルアーカイブ構築・連携を促進する上では、各組織が運用マニュアルを効率的に作成するために参考となるようなガイドラインが必要である。

これまでにも、デジタルアーカイブの構築や運営について、多数の研究や実証実験が行われ、その成果が発表されてきた。しかし、内容が専門的であったり、高度かつ大規模な計画が前提となっていたりするものが多く見られ、地域の知の記録組織にとっては活用が難しいものであった。

このような状況を踏まえ、図書・出版物、公文書、美術品・博物品、歴史資料等公共的な知的資産の総デジタル化を進め、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組みを構築し、知の地域づくりを推進するため、地域の知の記録組織で活用することを目標に作成された。

2. ガイドラインの構成

本ガイドラインは、以下の構成になっている。

「第1章 デジタルアーカイブの構築」では、デジタルアーカイブを構築するにあたっての前提を説明し、続く「第2章 デジタルアーカイブの連携」では、構築したデジタルアーカイブの効果を高める「連携」の考え方について説明している。ここまでで、デジタルアーカイブを構築・連携するための基礎的な知識を知ることができる。

「第3章 デジタルアーカイブの実例」では、第1章・第2章で紹介してきたデジタルアーカイブを実際に構築した例を取り上げている。第1章・第2章での説明の理解を深めるため、また実際にデジタルアーカイブを構築するときの参考とができる。

「第4章 デジタルアーカイブの構築・連携の課題」では、デジタルアーカイブを構築する各機関において個別に検討する必要がある点や、現時点で未解決であり、今後の継続した検討が必要な、デジタルアーカイブに関連する課題を示している。

最後の「第5章 デジタルアーカイブの構築・連携の手引き」では、連携可能なデジタルアーカイブを構築する際の手順を示している。

【研究課題】

デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドラインをよく読んで、それぞれの組織のデジタルアーカイブ構築・連携の手引きを完成しなさい。

【参考文献】

- (1) 総務省：デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン
(2012年3月26日)